

改 正 後	改 正 前
<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項から第八項まで）において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第七項において同じ。）をした期間</p> <p>五（略）</p> <p>④⑧（略）</p>	<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項及び第七項）において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第七項において同じ。）をした期間</p> <p>五（略）</p> <p>④⑧（略）</p>